

木更津市火葬場建て替え検討方針（案）

平成27年5月8日

環境部環境管理課

1 新火葬場の整備の必要性について

本市火葬場は、昭和42年10月に竣工、同年12月の供用開始から既に47年が経過しており、施設及び設備の老朽化が懸念されていることに加え、高齢化社会の到来による死亡件数の増加が見込まれる中で、施設の能力そのものが限界に近づいてきています。

火葬場は、人生の終焉において厳粛に最後のお別れをする場所として誰もが世話になる必要不可欠な施設であり、こうした課題を解決し、市民の利用に支障をきたすことなく、安定的な火葬業務を提供していくため、早急に新しい火葬場を建設することが求められています。

建設に関しては、施設整備に係る法規制等を考慮すると、候補地を新たに選定するところから始めると、供用開始までに相当の期間を要することが想定されることから、現火葬場の敷地に建て替えるものとします。なお、現在の敷地面積では手狭となることから、周辺土地の用地取得が必要となります。

また、広域行政の推進の観点から、君津市、富津市及び袖ヶ浦市を含めた共同建設のあり方を視野に入れ、検討する必要があります。ただし、他市との調整が不調に終わった場合は、本市単独での建設を進めることとします。

2 新火葬場の計画への位置付け

きさらび未来 活力創造プラン（平成27年3月策定）

基本方向 05 「まちの快適・うるおい空間づくり」

基本政策 04 「生活環境の充実」

施策 38 「生活衛生の向上」

＜現状と課題＞ 火葬場（昭和42年建設）は、施設や設備の老朽化や損傷等が進行しており、特に火葬炉については、平成32年頃に耐用年数を迎えることから、新たな火葬場の建設が急務となっています。

＜施策の方向性＞ 新火葬場の整備に向けて、用地の選定やPFI等の導入可能性を含めた建設及び管理運営手法について調査検討を進めます。

＜主な取組＞ 02 火葬場や霊園の整備・維持管理

指定管理者による火葬場の管理運営により、市民サービスの向上を図るとともに、平成33年度の供用開始を目指し、新火葬場の整備に向けた取り組みを推進します。

3 木更津市火葬場の現状

(1) 立地条件

現在の火葬場は、市の南東部の畑沢の滝沢地区に位置し、北側は住宅地（大久保団地）、南

側は山林で君津市と境界を接し、火葬場までの所要時間は、国道127号線波岡交差点から車で約5分、JR木更津駅から車で約15分の位置にあります。

名 称：木更津市火葬場

所在地：木更津市大久保840番地の3

(2) 施設の概況

項 目	概 要
開設年月日	昭和42年12月 1日
起工・竣工年月日	昭和42年 3月31日 ～ 昭和42年10月16日
事業費（建設時）	用地取得費 3,600千円 総工費13,073千円
都市計画決定	昭和42年 3月17日（建設省告示第665号）
経営許可年月日	昭和42年10月30日
敷地面積	12,461.05㎡
建物延べ床面積	591.31㎡
施設内用	<p>■本館 鉄筋コンクリート造平屋建 156.36㎡ 火葬炉 3基（台車式）</p> <p>■待合場 鉄筋コンクリート造平屋建 2室 336.66㎡ （昭和58年改築） 身障者用トイレ 6.42㎡ （平成26年度増築）</p> <p>■機械室 コンクリートブロック造平屋建 16.41㎡</p> <p>■納骨室 コンクリートブロック造平屋建 2.46㎡</p> <p>■渡り廊下 鉄骨造 54.00㎡</p> <p>■物置 鉄鋼プレート造平屋建 25.00㎡</p> <p>■駐車場 約30台分</p> <p>■地下タンク 全容量2,166ℓ</p>
主燃料	白灯油
火葬時間	<p>① 9:00 ② 9:30</p> <p>③ 11:30 ④ 12:00</p> <p>⑤ 14:00 ⑥ 14:30 ※一日最大6件</p>
火葬所要時間	約60分
休場日	1月1日から1月3日まで及び友引の日 年間開場日数 約300日
使用料	<p>本市住民 13歳未満 3,500円</p> <p>13歳以上 7,000円</p>

	市外住民	13歳未満	20,000円
		13歳以上	40,000円



①火葬場本館



②渡り廊下・待合場



③炉前ホール



④機械室



⑤排風機及び煙突



⑥地下タンク及び附属設備



⑦事務室入口（炉前ホール横）



⑧事務室内



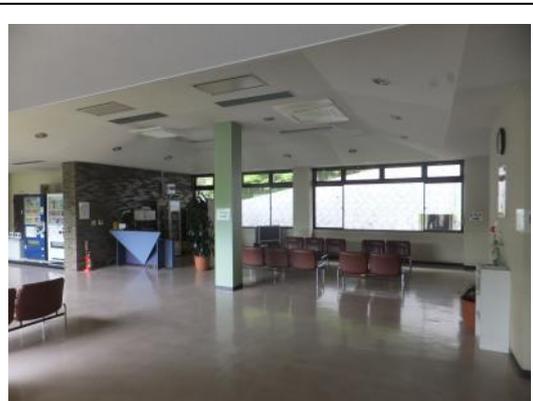
⑨渡り廊下（本館から待合場へ）



⑩渡り廊下その2



⑪待合場全景



⑫待合場ロビー



⑬待合場の待合室（その1）



⑭待合場の待合室（その2）



⑮待合場男子トイレ



⑯待合場身障者用トイレ（H26 整備）



⑰火葬場駐車場（約 30 台分）



⑱火葬場進入路

(3) 施設の老朽化

本市の火葬場は、昭和42年10月、現在地の久保に設置し、供用開始しました。その後、人口増加に対応するため、昭和53年に火葬炉を2基から3基へ増設をする一方、手狭となった待合場についても、用地を造成し、昭和58年に改築し、現在に至っています。

このため、火葬炉のある本館については、供用開始後、既に47年が、待合場についても31年が経過していることから、施設全体にわたり、老朽化が進んでいます。

また、現在使用している火葬炉については、平成10年、11年、12年に、順次、入れ替えを実施していますが、既に15年が経過しています。炉の耐用年数が15年から20年と言われているため、これまで、定期的な維持補修を繰り返しながら、火葬炉を稼働している状況です。

しかしながら、これまで、火葬炉内の耐火煉瓦の全面積み替えを行っておらず、全体的に耐火煉瓦の劣化が著しいことから、昨年度、火葬炉3基の耐火煉瓦全面積替工事を実施して、火葬炉の安定稼働の確保に努めたところです。また、この工事により、現行の煉瓦炉からセラミックファイバー施工の炉に変更したことから、火葬時間の短縮及び燃料の節減などの効果が表れています。

一方、待合場についても、雨漏りの発生やエアコンの故障など、施設全般にわたり老朽化が進んでいることから、逐次、維持補修に努めています。また、かねてより課題であった施設のバリアフリー化への対応として、昨年度、待合場に身障者用トイレを整備し、市民サービスの向上に努めたところです。

いずれにしても、施設の老朽化は進んでおり、新たな火葬場が整備されるまでは、市民の皆様が安心してご利用いただけるよう、現行施設の適正な管理が必須となっています。

(4) 管理運営について

現火葬場は、昭和42年の開設から平成13年度までは、市職員による直営方式で管理運営を行ってきましたが、平成14年度から平成16年度までについては、市職員1名と委託業者3名（火葬業務2名、待合室1名）による一部委託方式によって、また、平成17年度は、4名体制による全面委託による管理運営を行ってきました。

その後、地方自治法の改正を受け、平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在に至っています。

4 火葬実績

(1) 火葬件数、稼働状況等

平成26年度の火葬実績は、1,374件で木更津市民の利用が約88%、市外の方の利用が約12%となっています。

近年の推移は、年度により増減はあるものの、火葬件数は増加傾向にあり、最近の10年間で約30%増加しています。また、火葬炉の稼働率は約76%まで上昇し、一日当たり平均火葬件数は4.5人となっています。これは、一日当たり火葬処理可能件数6体に対し、

ほぼ年間を通して5体を火葬していることとなり、火葬が重なる日にあつては、一日6体のフル稼働状態となっています。

火葬予約ができず、他市の火葬場を利用せざるを得ない市民の方が少なからず生じている状況です。

※直近の一日6体のフル稼働状況及び稼働率

平成26年11月	7日／稼働日数26日	月間稼働率69.2%
平成26年12月	15日／稼働日数25日	80.1%
平成27年1月	13日／稼働日数23日	92.8%
平成27年2月	20日／稼働日数23日	98.6%
平成27年3月	10日／稼働日数26日	76.9%

火 葬 件 数 実 績

(単位:人)

区 分 年 度	利 用 者			対前年度比 (%)	1日あたり 平均火葬件数	死亡者数
	市 内	市 外	計			
平成10年度	818	111	929	101.6	3.1	873
平成15年度	939	111	1,050	99.9	3.5	970
平成16年度	931	126	1,057	100.7	3.5	979
平成17年度	958	112	1,070	101.2	3.7	1,035
平成18年度	957	111	1,068	99.8	3.6	1,031
平成19年度	1,031	116	1,147	107.4	3.8	1,081
平成20年度	1,072	119	1,191	103.8	3.9	1,104
平成21年度	1,202	133	1,335	112.1	4.5	1,120
平成22年度	1,052	140	1,192	89.3	3.9	1,074
平成23年度	1,123	157	1,280	107.4	4.2	1,194
平成24年度	1,120	146	1,266	98.9	4.2	1,160
平成25年度	1,144	174	1,318	104.1	4.4	1,188
平成26年度	1,212	162	1,374	104.2	4.5	1,256

(2) 火葬場運営費の決算状況

(単位:円)

年 度	指定管理料	光熱水費等	維持補修費	整備事業費	計
平成21年度	16,000,000	7,000,015	409,665	0	23,409,680
平成22年度	16,000,000	7,853,812	438,790	0	24,292,602
平成23年度	16,000,000	8,854,818	850,650	0	25,705,468
平成24年度	16,000,000	9,092,322	686,700	0	26,654,714
平成25年度	16,000,000	10,212,734	14,637,480	0	40,850,214
平成26年度	16,457,142	11,074,336	9,669,264	5,529,600	42,730,342

平成 27 年度	28,017,000	※ 7,000	2,460,000	0	30,484,000
----------	------------	---------	-----------	---	------------

(注) 平成 27 年度は当初予算額です。また、※印は、指定管理料に光熱水費を組み込んだため、火災保険料 7,000 円のための予算措置となっています。

(3) 火葬場使用料

(単位：円)

区 分	市 内		市 外	
	S 61.4.1	H 8.7.1	S 61.4.1	H 8.7.1
大 人	5,000	7,000	30,000	40,000
小 人	2,500	3,500	15,000	20,000
改 装	2,500	3,500	15,000	20,000
その他	2,000	3,000	12,000	15,000

(4) 火葬場使用料の決算状況

年 度	火葬件数				決算額 (円)
	市内	市外	生活保護等	計	
平成 21 年度	1,147	123	65	1,335	12,139,500
平成 22 年度	999	135	58	1,192	12,098,000
平成 23 年度	1,096	145	39	1,280	13,137,500
平成 24 年度	1,086	138	42	1,266	12,820,000
平成 25 年度	1,118	169	31	1,318	14,241,000
平成 26 年度	1,178	158	38	1,374	14,286,000

5 現状の問題、課題等

本市の火葬業務については、前述のとおり施設、設備の老朽化の問題はもとより、人口増加及び高齢化に伴う死亡者の増加に伴い、一日 6 体のフル稼働日数は、平成 26 年 1 2 月が 15 日（稼働日数 25 日）、平成 27 年 1 月が 13 日（稼働日数 23 日）、そして、2 月が 20 日（稼働日数 23 日）となっており、月間稼働率は最大で 98.6% と季節的に能力の限界に達している状況となっています。

今後、死亡者の増加に伴い、本市火葬場だけでは市民の火葬業務に対応できない事態となることが確実な状況と言えることができます。

については、本市火葬業務に支障を来たすことがないよう、早急に対応策を講じていくことが必要となっています。具体的には、次の取組みが考えられます。

- ① 本市火葬場が使用できない場合であって、止むを得ず他市の火葬場を利用せざるをえない場合において、当該他市の火葬場の使用料金と本市火葬場使用料金との差額分について、市が助成金を交付する。

⇒ 公の施設の使用に当たり、平等利用の確保を図る。

② その他（参考）

本市の市民の利用を優先し、市外の利用者（平成 26 年度は 162 名）に対し、本市火葬場利用を制限することに関しては、次のとおりです。

⇒木更津市火葬場条例（昭和 42 年条例第 17 号）において、火葬場の使用に関し、本市の住民以外の者の使用を前提としており、火葬場の管理運営の都合により、本市の住民以外の者の使用を制限することについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく公の施設であることから、難しいものと考えます。よって、引き続き、他市との相互利用を継続する必要があります。

6 新火葬場整備に向けた方向性について

平成 33 年度の供用開始を目指し、新火葬場の整備に向け、次のとおり事業を進めるものとした。

(1) 建設主体について

建設主体としては、共同建設に向けて協議中の袖ヶ浦市のほか、広域行政の推進の観点から、君津市及び富津市を含めた共同建設のあり方を視野に入れ、検討を進めることとします。なお、他市との調整が不調に終わった場合は、本市単独での建設とします。

<参考>

◆火葬場の規模について

単独及び共同で整備した場合のおおよその火葬場の規模は、以下のとおりです。

- | | | |
|-----------------|---------------|-----------------------------|
| ・単独 | 必要炉数：5 炉(1)、 | 必要床面積：1, 750 m ² |
| ・2 市（袖ヶ浦） | 必要炉数：7 炉(1)、 | 必要床面積：2, 450 m ² |
| ・3 市（君津・富津） | 必要炉数：10 炉(2)、 | 必要床面積：3, 500 m ² |
| ・4 市（袖ヶ浦・君津・富津） | 必要炉数：12 炉(2)、 | 必要床面積：4, 200 m ² |

※()は、内数で予備炉

◆火葬炉数の算定は、次の資料によるものです。

- ・木更津市単独整備の場合

別添「(仮称)木更津市斎場 将来必要火葬炉数の算定 平成 26 年 10 月」

- ・かずさ 4 市共同整備の場合

別添「かずさ 4 市共同整備計画 (仮称)木更津市斎場 将来必要火葬炉数の算定 平成 26 年 10 月」

(2) 建設候補地について

新火葬場の供用開始は平成 33 年度を予定しているため、候補地を新たに選定するところから始めると、供用開始時期までに間に合なくなる可能性が極めて高いことから、現火葬場の敷地に建て替えるものとした。その場合、現在の敷地面積では手狭となることから、周辺土地の用地取得が必要となります。

(3) 運営方式について

火葬場の運営手法としては、主に一部事務組合方式と事務委託方式がありますが、一部事務組合方式の場合、事務手続きが煩雑となり時間もかかることなどから、他市から委託を受けて事務を執り行う形式の事務委託方式とします。

また、今回の新火葬場建設は、木更津市火葬場の更新であること、また、人口規模などから、本市が事業主体（受託者）となります。

<参考>

平成5年度に稼働した富津聖苑は、君津市からの委託を受け、富津市が事務委託方式により、運営しています。

(4) 火葬場整備スケジュールについて

整備スケジュールについては、別紙「新火葬場 整備事業計画全体スケジュール（案）」のとおりです。

7 施設整備の標準的な考え方

(1) 火葬機能

① 火葬炉設備

ア 最近の火葬場の整備においては、大型炉を標準的な炉として導入する事例が多くなっています。現火葬場の炉は、「大型炉」です。

イ 最新の火葬炉設備を導入し、環境性能を向上させるとともに、メンテナンスのしやすい設備であること

ウ 火葬業務作業者の十分な作業空間の確保や空調設備の導入、シャワー室の設置など、作業環境を改善すること

エ 災害時等の緊急事態に対応する設備として、自家発電設備を設置し、電力供給が止まっても災害発生時に受け入れていたご遺体を火葬できるものであること

② 火葬に関わる必要諸室

ア 告別室、炉前ホール、収骨室など最後のお別れの空間として、会葬者のプライバシーに配慮したものであること

イ 同時に複数の火葬の受け入れを行うため、会葬者のプライバシーを確保しながらご遺体とのお別れが可能となるよう複数の告別室及び収骨室を設ける

ウ 火葬業務の効率化が図れるように必要な諸室の規模、部屋数を有するものであること

③ 必要火葬炉基数の算定

将来の死亡者数の予測を踏まえ、必要となる火葬炉数の算出を行います。

火葬場の建設・維持管理マニュアル（特定非営利活動法人日本環境斎苑協会、以下「マニュアル」とする。）に記載されている下式により算定します。

＜必要火葬炉基数の算定算出式＞

$$\text{必要火葬炉基数} = \frac{(\text{年間火葬件数}) \div (\text{稼動日数}) \times (\text{火葬集中係数})}{1 \text{ 基 } 1 \text{ 日当たりの平均火葬数}}$$

8 関係法令等

(1) 関係法令に基づく留意事項の整理

火葬場は、以下に示す法律、条例等により位置付けられており、それぞれ整備の要件が定められています。

① 都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日、法律第 100 号）

第 1 1 条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。

この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。（中略） 7 市場、と畜場又は火葬場

② 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日、法律第 201 号）

第 5 1 条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。（以下略）

③ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年 5 月 31 日、法律第 48 号）

第 1 0 条 墓地、納骨堂又は火葬場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

※「千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 12 年千葉県条例第 1 号）」により、木更津市長が許可する。

都市計画事業として行う（都市計画決定を行う）場合、許可手続は不要

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

第 1 1 条 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法第 5 9 条の認可又は承認をもって、前条の許可があったものとみなす。

※火葬場は、都市計画決定を行う都市施設として位置付けられる

都市計画決定は、都市計画区域外でも可能

④ その他の関係法令

その他、火葬場整備に関連する主な法律等としては、以下のものが考えられます。

- ・ 木更津市建築基準法施行細則
- ・ 千葉県建築基準条例
- ・ 宅地造成等規制法
- ・ 消防法
- ・ 環境基本法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 電気事業法
- ・ エネルギーの使用合理化に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- ・ 千葉県福祉のまちづくり条例

(2) 火葬場整備に当たって活用可能な制度

火葬場整備に活用可能な国の交付金や補助金の制度は存在せず、基本的には、各自治体の単独負担で整備する必要があります。

各自治体が単独負担で火葬場整備を行う場合、一般単独起債として起債をすることができ、充当率は、起債対象額の75%まで活用可能です。

なお、地方公共団体が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）第5条第1項の実施方針を定め、PFI法に基づいて実施する事業（以下「PFI事業」という。）については、「地方公共団体におけるPFI事業について」（平成12年3月29日付け自治事務次官通知）により、地方財政措置として、一定の範囲で、地方交付税措置を講じることとしています。

また、当該財政措置について、平成12年3月29日付け自治省財政局長から、次のとおり通知され、具体的な内容が示されています。

【自治省財政局長通知 抜粋】

地方公共団体がPFI事業者に対し、施設整備時に整備費相当分を支出するか又は後年度に整備費相当分を割賦払い、委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整

備費相当分の全部又は一部を負担する場合、当該負担額の合計額（用地取得費を含まず、金利相当額を含む。）の20%に対し均等に分割して一定期間交付税措置を行う。

（施設の要件）

通常地方公共団体が整備を行っている公共性の高い施設であり、かつ非収益的な施設（無料又は低廉な料金で住民の用に供され、施設整備費の全部又は一部を料金ではなく地方公共団体の財源で負担することが通例である施設）であること。なお、庁舎等公用施設は対象としない。

以上のことから、本市がPFI事業により新火葬場整備を実施する場合、地方財政措置として、一定の範囲で、地方交付税措置が受けられるものと考えます。

9 PPP（官民連携手法）の更なる可能性について

火葬場は全国的に公立の施設が中心ですが、首都圏では、東京都と埼玉県、神奈川県に民営（民間企業によるもの）の火葬場もあります。特に、東京23区内では、公営火葬場の設営が進まぬ中、一株式会社が合併吸収を繰り返して多数の火葬場を運営してきた地域的な背景もあり、公営火葬場は、2施設のみとなっています。なお、これら民営の火葬場は、その殆どが斎場（葬儀式場）の施設を併設しています。

このことを踏まえ、本市新火葬場の整備に際し、PPPによる公共サービスの推進の観点から、地方公共団体による火葬場の整備及び管理運営手法のほか、民営（民間事業者）による火葬場（葬儀式場施設を含む。）の整備及び管理運営の可能性についても、併せて、調査、研究を進めることとします。